

農業参入法人連絡協議会会則

(名称)

第1条 この会は「農業参入法人連絡協議会」(以下「協議会」という。)という。

(事務局)

第2条 協議会の事務局は、全国農業会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、会員相互の連携・情報交換を図るとともに、行政機関等への要望・提言等の取りまとめや企業等の農業参入に係る情報発信等を行うことにより、参入企業等の農業経営の発展及び企業等の農業参入の推進に寄与することを目的とする。

(会員)

第4条 協議会の会員は、農業経営基盤強化促進法に基づく特定法人貸付事業(リース特区を含む)により農業に参入した法人とする。

(加入)

第5条 協議会の会員になろうとする法人は、世話人会に入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第6条 協議会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、世話人会に退会届を提出して協議会を退会することができる。ただし、既に納付した会費は返還しない。

(事業)

第8条 協議会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 企業等の農業参入に係る情報発信
- (3) 行政機関等との意見交換
- (4) その他目的達成に必要な事業

(世話人会)

第9条 協議会に世話人会を置く。世話人会は代表世話人たる会長、副会長2名、監事1名ほかをもって構成する。

- 2 世話人は世話人会において選出し、会員に周知するものとする。また、世話人の任期は2年とするが、再任をさまたげない。
- 3 会長、副会長及び監事は、世話人の中から互選する。
- 4 会長は、会務を統括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
- 6 監事は会計を監査する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集する。なお、会長が会議の議長となる。

(経費)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、会員の会費、その他の収入をもって充てる。

2 特別の経費を必要とする場合は、世話人会の議を経て特別会費を徴収することができるものとする。

(経理)

第12条 会計経理は監事の監査を受け、世話人会の承認を得るものとする。

(事業)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、世話人会によってこれを定める。

附則

1 この会則は、平成18年12月8日から施行する。

2 設立当初の世話人会は、第9条の規定にかかわらず、発起人をもって構成する。

3 設立当初の事業年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

【会費について】

会則第6条に定める会費は、当面、年5千円とし、毎年、事業年度の始まる月に納付するものとする。

ただし、平成18年度の会費は、2千円とし、加入月に納付するものとする。